



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成3年6月20日	不動産番号	0225000032509
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	横浜市港南区港南六丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2401番3	宅地	100	63	2401番イから分筆 〔昭和59年10月6日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成3年6月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和60年7月16日 第39805号	原因 昭和60年7月15日売買 共有者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 持分2分の1 石川留雄 横浜市港南区港南六丁目6番35号 2分の1 石川正史 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名変更	平成30年12月18日 第21993号	原因 推定平成29年10月20日相続人不在 石川正史の登記名義人 亡石川正史相続財産
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成3年6月20日
2	石川留雄持分全部移転	平成7年1月9日 第290号	原因 昭和60年8月18日相続 所有者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 持分2分の1 石川正史
付記1号	2番登記名義人氏名変更	平成30年12月18日 第21993号	原因 推定平成29年10月20日相続人不在 登記名義人 亡石川正史相続財産

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和60年8月9日 第45219号	原因 昭和60年8月4日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金730万円 利息 年5.5%但し昭和70年8月4日から 年7.2% 損害金 年(365日当り)14.5% 連帯債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川留雄 抵当権者 東京都文京区後染一丁目4番10号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社平和相互銀行) 共同担保 目録(イ)第1814号 順位3番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和60年8月9日 第45220号	原因 昭和60年7月8日金銭消費貸借同年8 月9日設定 債権額 金450万円 利息 年7% 損害金 年(365日当り)14.5% 連帯債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川留雄 抵当権者 横浜市中区真砂町二丁目22番地 財団法人横浜市建築助成公社 共同担保 目録(イ)第1815号 順位4番の登記を移記

	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日
3	1番抵当権抹消	平成7年1月9日 第291号	原因 平成7年1月9日弁済
4	2番抵当権抹消	平成7年1月9日 第292号	原因 平成7年1月9日弁済
5	抵当権設定	平成7年1月9日 第293号	原因 平成6年12月6日保証委託契約による 求償債権平成7年1月9日設定 債権額 金980万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 抵当権者 東京都千代田区平河町一丁目1番8号 住銀保証株式会社 共同担保 目録(ウ)第1114号
付記1号	5番抵当権移転	平成23年2月14日 第2473号	原因 平成18年4月3日合併 抵当権者 東京都港区六本木六丁目1番21号 SMB信用保証株式会社
6	5番抵当権抹消	平成23年2月14日 第2474号	原因 平成23年1月4日解除
7	抵当権設定	平成26年1月27日 第1192号	原因 平成26年1月27日保証委託契約に基 づく求償債権同日設定 債権額 金600万円 損害金 年20.0% 債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社セゾンファンデックス 共同担保 目録(ハ)第1332号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2020/02/25 17:28 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	0225001203713
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在				横浜市港南区港南六丁目	
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2401番6	宅地		0:53 :	2401番イから分筆 〔平成26年1月8日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成25年7月31日 第16322号	原因 平成24年2月7日相続 所有者 横浜市港南区港南六丁目6番40号 松本澄子 順位3番の登記を転写 平成25年12月26日受付 第27006号
2	所有権移転	平成27年1月19日 第699号	原因 平成27年1月8日贈与 所有者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史
付記1号	2番登記名義人氏名変更	平成31年1月17日 第457号	原因 推定平成29年10月20日相続人不存 在 登記名義人 亡石川正史相続財産

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2020/02/25 17:35 現在の情報です。



表題部 (主である建物の表示)	調製	平成3年6月20日	不動産番号	0225000040060
所在図番号	[余白]			[余白]
所在	横浜市港南区港南六丁目 2401番地3			[余白]
家屋番号	2401番3			[余白]
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造スレート葺2階建	1階 2階	35:60 37:26	昭和60年6月27日新築
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和60年7月16日 第39806号	共有者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 持分2分の1 石川留雄 横浜市港南区港南六丁目6番35号 2分の1 石川正史 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名変更	平成30年12月18日 第21993号	原因 推定平成29年10月20日相続人不存在 石川正史の登記名義人 亡石川正史相続財産
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日
2	石川留雄持分全部移転	平成7年1月9日 第290号	原因 昭和60年8月18日相続 所有者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 持分2分の1 石川正史
付記1号	2番登記名義人氏名変更	平成30年12月18日 第21993号	原因 推定平成29年10月20日相続人不存在 登記名義人 亡石川正史相続財産

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和60年8月9日 第45219号	原因 昭和60年8月4日金銭消費貸借同日設定 債権額 金730万円 利息 年5.5%但し昭和70年8月4日から年7.2% 損害金 年(365日当り)14.5% 連帯債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川留雄 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社平和相互銀行) 共同担保 目録(※)第1814号 順位1番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和60年8月9日 第45220号	原因 昭和60年7月8日金銭消費貸借同年8月9日設定 債権額 金450万円 利息 年7% 損害金 年(365日当り)14.6% 連帯債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川留雄 抵当権者 横浜市中区真砂町二丁目2.2番地 財団法人横浜市建築助成公社 共同担保 目録(※)第1815号

		順位2番の登記を移記	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日
3	1番抵当権抹消	平成7年1月9日 第291号	原因 平成7年1月9日弁済
4	2番抵当権抹消	平成7年1月9日 第292号	原因 平成7年1月9日弁済
付記1号	5番抵当権設定	平成7年1月9日 第293号	原因 平成6年12月6日保証委託契約による 求償債権平成7年1月9日設定 債権額 金980万円 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 抵当権者 東京都千代田区平河町一丁目1番8号 住銀保証株式会社 共同担保 目録(4)第1114号
	5番抵当権移転	平成23年2月14日 第2473号	原因 平成18年4月3日合併 抵当権者 東京都港区六本木六丁目1番21号 SMBC信用保証株式会社
6	5番抵当権抹消	平成23年2月14日 第2474号	原因 平成23年1月4日解除
7	抵当権設定	平成26年1月27日 第1192号	原因 平成26年1月27日保証委託契約に基 づく求償債権同日設定 債権額 金600万円 損害金 年20.0% 債務者 横浜市港南区港南六丁目6番35号 石川正史 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社センファンデックス 共同担保 目録(4)第1332号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。